

## 杉並区いじめ防止対策推進基本方針及びいじめ対応マニュアルの主な改訂内容について（案）

## 1 「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に伴うもの

国の「いじめの防止等のための基本的な方針」における主な改訂ポイント	杉並区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアルの主な改訂内容		備 考
	「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」 （以下「基本方針」という。）	「いじめ対応マニュアル」 （以下「マニュアル」という。）	
1 いじめの定義で「けんかは除く」とされていた部分を削除して、いじめの該当範囲を拡大した。【P.5】		【P.1】 「けんかは除くが、外見的にはけんかのようにみえることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。」を「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景になる事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」に修正	教職員への周知を徹底し、実効性を高めるために「マニュアル」に記載
2 学校が策定したいじめ防止基本方針の取組状況を、学校評価の対象に位置付けるよう求めた。【P.25】	【P.6】 6（1）に「学校は、自校の基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。」を追記		学校運営の重要事項として「基本方針」に記載
3 学校に設置するいじめ防止対策組織を構成する関係者の教職員（管理職、主幹教諭、生徒指導担当者等）と外部の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医師、弁護士、警察官経験者）などの内容を明記し、実効性のある人選を求めた。【P.28】	【P.3】 「5（1）エ 学校サポートチームの活用」を削除し「5（1）オ 教員研修の充実」を「5（1）エ 教員研修の充実」に修正 【P.6】 6（2）に「組織の構成員については、管理職、主幹教諭、生活指導主任、関係教員、養護教諭、SC等のほか、必要に応じてSSW、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加え明記する。」を追記	【P.8】 学校いじめ対策委員会の構成員について、 「校長、～ ※必要に応じて心理職（SC、SSW）も加える。」を 「校長、～SC等 ※必要に応じてSSWや、弁護士、警察官経験者（スクールサポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。」に修正	「学校サポートチーム」については、実態を踏まえ、学校いじめ対策委員会に係る記載に包含

<p>4 教職員がいじめの情報を抱え込んで、学校の対策組織に報告をしないことは、同法違反となり得ることを明記すること。</p> <p>【P.30】</p>		<p>【P.7】</p> <p>4(1)「～組織的な対応を図る必要がある。」を「～組織的な対応を図る必要がある。なお、報告を怠った場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項(略)違反となり得ることに留意する。」に修正</p>	<p>教職員への注意喚起のため「マニュアル」に記載</p>
<p>5 いじめが「解消している」状態の要件を、いじめがやんでから少なくとも3か月を経過し、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない、という2点を満たす必要があるとしたこと。</p> <p>【P.30、31】</p>		<p>【P.2】</p> <p>1(3)⑧「～引き続き注視する～」を「～引き続き(少なくとも3カ月程度)注視する～」に修正</p> <p>【P.9】</p> <p>4(1)④ア「～人間関係を継続して観察～」を「～人間関係を継続(少なくとも3カ月程度)して観察～」に修正</p>	<p>教職員への周知を徹底し、実効性を高めるために「マニュアル」に記載</p>
<p>6 発達障害、外国人児童・生徒、性同一性障害、東日本大震災被災者や原発事故避難者などに対して配慮すること。</p> <p>【国の「いじめの防止等のための基本的な方針」別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント P.3】</p>		<p>【P.4】</p> <p>2(2)⑤エ「アスペルガー症候群、ADHD等の発達障害のある児童・生徒に対する「からかい」や「いやがらせ」等からいじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラー等専門職を交えて、教職員間で児童・生徒の障害特性の理解や具体的関わりの共通認識をもとに、周りの児童・生徒への指導や本人への配慮などの対応方法を工夫する。」を「発達障害を含む、障害のある児童・生徒や、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒、性同一障害や性的指向・性自認に係る児童・生徒、東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該</p>	<p>教職員への周知を徹底し、実効性を高めるために「マニュアル」に記載</p>

		児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。」に修正	
--	--	--	--

## 2 「杉並区いじめ問題対策委員会条例」の制定に伴うもの

「杉並区いじめ問題対策委員会条例」の主な内容	杉並区いじめ防止対策推進基本方針・いじめ対応マニュアルの主な改訂内容		備 考
	「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」 (以下「基本方針」という。)	「いじめ対応マニュアル」 (以下「マニュアル」という。)	
1 杉並区いじめ問題対策委員会 いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、また法第28条第1項の規定にする調査を行うため、杉並区教育委員会の附属機関として、杉並区いじめ問題対策委員会を設置する。【条例第1条】	<p>【P.3】 4(2)「青少年問題協議会との連携」を「杉並区いじめ問題対策委員会による調査審議」に修正 「法第14条3項に基づく教育委員会の附属機関として「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知見を有する委員により、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する調査審議を行う。」を追記</p> <p>【P.5】 5(5)「ア 杉並区立学校いじめ問題調査委員会による調査」を、「ア 杉並区いじめ問題対策委員会による調査」に修正 「～平時の取組を踏まえ、～」を追記</p> <p>【P.6】 5(5)「ウ 迅速かつ適切な調査による事実の究明と再発防止」を、「ウ 迅速かつ適切な調査による事実の明確化と再発防止」</p>	<p>【P.14】 5(3)①「～調査組織として「杉並区立学校いじめ問題調査委員会設置要綱」に基づき、杉並区立学校いじめ問題調査委員会を設置し～」を、「～調査組織として「杉並区いじめ問題対策委員会条例」に基づき、杉並区いじめ問題対策委員会を設置し～」に修正 ②「杉並区立学校いじめ問題調査委員会のいじめ調査の流れ」を「杉並区いじめ問題対策委員会のいじめ調査の流れ」に修正</p>	これまで重大事態が発生した場合の調査組織については、要綱に基づく庁内組織「杉並区立学校いじめ問題調査委員会」を設置し対応してきたが、文部科学省が、平成29年3月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定し、重大事態が発生した場合の調査組織について、公正性・中立性を確保するため、改めて、当該いじめの事案と特別な利害関係を有しない弁護士、精神科医や学識経験者、心理・福祉の専門家等の構成を図るよう努めるものとされたこと等を踏まえ、「杉並区いじめ問題対策委員会」を設置

	<p>に修正</p> <p>「重大事態発生時には、学校の協力を得て迅速かつ適切に調査を実施し、事実を究明する。当該重大事態と同様の事態の再発防止に向けた取組に対する方針をまとめ、関係機関に報告・説明する。」を「重大事態が発生した場合には、教育委員会は、その附属機関である杉並区いじめ問題対策委員会において、事実を明確にするための調査等を実施する。その結果は、区長等に報告する。」に修正</p>		
<p>2 杉並区青少年問題協議会 いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会としての機能を果たすものとする。【条例附則第3項】</p>	<p>【P.3】</p> <p>4(2)「青少年問題協議会との連携」を「杉並区いじめ問題対策委員会による対策の検討」に修正</p> <p>「～「青少年問題協議会」に、いじめの防止等に関する事項を報告し、当該委員からの専門的な知見に立った意見を参考にしつつ、今後の取組みを推進する。」を「また、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な推進を図るために区長の附属機関として設置している「杉並区青少年問題協議会」を法第14条第1項に規定する「いじめ問題対策連絡協議会」に位置付け、それぞれの附属機関が連携を図ることで、いじめ防止等の対策の実効性を確保していく。」に修正</p>		<p>青少年問題協議会を法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会として、条例に位置付けたことから「基本方針」に記載</p>